

市民委員会資料

陳情第 1 1 号

神奈川県最低賃金改定等についての陳情

- 資料 1 最低賃金制度について
- 資料 2 平成 2 6 年度地域別最低賃金額一覧表(全国)
- 資料 3 「経済の好循環実現に向けた政労使会議」で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」について

経済労働局

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

最低賃金制度について

1 目的

最低賃金法に基づき、国が、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低限度を定め、これを保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

2 効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

3 種類

(1) 地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

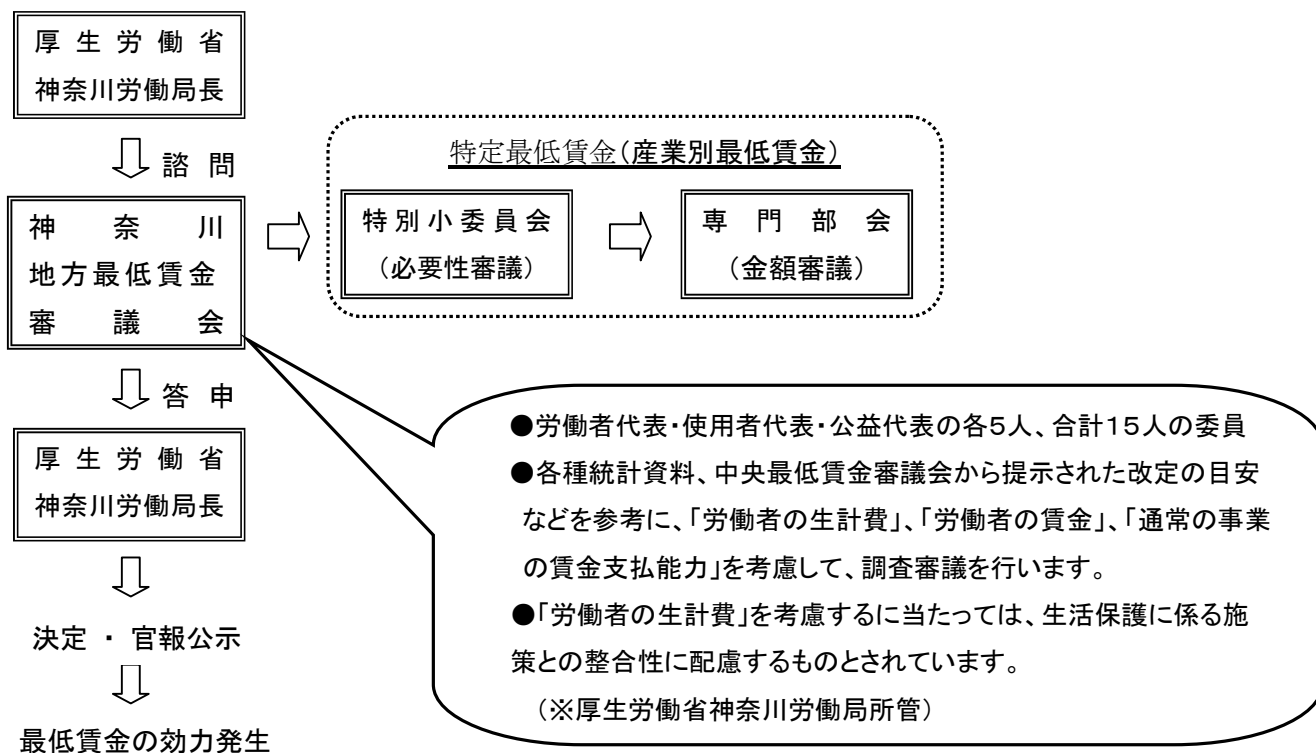
(2) 特定最低賃金(産業別最低賃金)

特定の産業に働く労働者とその使用者に適用され、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることができます。

4 決定(改正)の主な流れ

神奈川県最低賃金は、厚生労働省神奈川労働局長が、神奈川県最低賃金審議会に諮問し、同審議会の調査審議を踏まえた意見を聴いて、決定(改正)します。

なお、特定最低賃金(産業別最低賃金)は、小委員会にて「必要性審議」を行い、改定の必要性が有ると決定した業種は、専門部会を開催して金額審議を行うこととなります。



平成26年度地域別最低賃金一覧表（全国）

資料2

（単位：円）

都道府県名	平成25年度最低賃金	平成26年度最低賃金	効力発生年月日
	時 間 額	時 間 額	
神 奈 川	868	887	平成26年10月1日
北 海 道	734	748	平成26年10月8日
青 森	665	679	平成26年10月24日
岩 手	665	678	平成26年10月4日
宮 城	696	710	平成26年10月16日
秋 田	665	679	平成26年10月5日
山 形	665	680	平成26年10月17日
福 島	675	689	平成26年10月4日
茨 城	713	729	平成26年10月4日
栃 木	718	733	平成26年10月1日
群 馬	707	721	平成26年10月5日
埼 玉	785	802	平成26年10月1日
千 葉	777	798	平成26年10月1日
東 京	869	888	平成26年10月1日
新 潟	701	715	平成26年10月4日
富 山	712	728	平成26年10月1日
石 川	704	718	平成26年10月5日
福 井	701	716	平成26年10月4日
山 梨	706	721	平成26年10月1日
長 野	713	728	平成26年10月1日
岐 阜	724	738	平成26年10月1日
静 岡	749	765	平成26年10月5日
愛 知	780	800	平成26年10月1日
三 重	737	753	平成26年10月1日
滋 賀	730	746	平成26年10月9日
京 都	773	789	平成26年10月22日
大 阪	819	838	平成26年10月5日
兵 庫	761	776	平成26年10月1日
奈 良	710	724	平成26年10月3日
和 歌 山	701	715	平成26年10月17日
鳥 取	664	677	平成26年10月8日
島 根	664	679	平成26年10月5日
岡 山	703	719	平成26年10月5日
広 島	733	750	平成26年10月1日
山 口	701	715	平成26年10月1日
徳 島	666	679	平成26年10月1日
香 川	686	702	平成26年10月1日
愛 媛	666	680	平成26年10月12日
高 知	664	677	平成26年10月26日
福 岡	712	727	平成26年10月5日
佐 賀	664	678	平成26年10月4日
長 崎	664	677	平成26年10月1日
熊 本	664	677	平成26年10月1日
大 分	664	677	平成26年10月4日
宮 崎	664	677	平成26年10月16日
鹿 児 島	665	678	平成26年10月19日
沖 縄	664	677	平成26年10月24日

「経済の好循環実現に向けた政労使会議」で合意された 「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」について

1 政労使会議概要

経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的として、平成25年9月から開催されているものです。

構成員

(政 府) 内閣総理大臣、副総理兼財務大臣、内閣特命担当大臣（経済財政政策）、厚生労働大臣、
経済産業大臣

(経済界) 経団連会長、日商会頭、全国中央会会長

(労働界) 連合会長、UAゼンセン会長、自動車総連会長

(有識者) 高橋 進（日本総合研究所理事長）、樋口美雄（慶應義塾大学教授）、

吉川 洋（東京大学大学院教授）

※会議には、必要に応じ、他の国務大臣、その他関係者の出席を求めることができるとされております。

2 これまでの経過

平成25年は5回、平成26年は4回開催され、平成27年第1回目が4月2日に開催されました。

- ・平成26年12月16日の平成26年第4回会議にて、政府、経団連、日商、全国中央会及び連合は、賃金上昇等による経済の好循環の継続に向けて取り組んでいくことで合意されました。
- ・今春闘での賃上げの労使交渉が昨年に続き高水準の回答で推移している機を捉え、この流れを中小・小規模事業者にも拡大することを目的として、平成27年4月2日会議にて、前年の合意事項のうち、「取引先企業の仕入れ価格上昇等を踏まえた取組」をさらに強力で推進することで合意されました。

3 主な合意内容

(1) 政府による対応

- ・14業種の下請取引ガイドラインに、原材料・エネルギーコストの転嫁に関する望ましい取引慣行等の好事例を追加し、産業界に対し、ガイドラインに沿って取引を行うよう徹底して要請します。
- ・全国で約500回の講習会を追加的に開催し、当該下請取引ガイドラインの理解・活用を促進していきます。
- ・下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）に基づく監視・取締りを強化します。

(2) 経済界による取組

- ・(経団連) 会員企業に向けて、価格転嫁などによる取引価格の適正化への理解と協力を求めています。
- ・(日商、全国中央会) 中小・小規模事業者に対し、取組の合意内容について周知していきます。